

対象となる特定無線設備の種別

(追加・改正)

別表	特定無線設備の種別	
第 20	証明規則第 2 条第 1 項第 6 号の 4 に掲げる無線設備	追加
第 22	証明規則第 2 条第 1 項第 8 号に掲げる無線設備	改正
第 39	証明規則第 2 条第 1 項第 15 号に掲げる無線設備	改正
第 39	証明規則第 2 条第 1 項第 15 号の 2 に掲げる無線設備	改正
第 39	証明規則第 2 条第 1 項第 15 号の 3 に掲げる無線設備	改正
第 90	証明規則第 2 条第 1 項第 11 号の 20 に掲げる無線設備	改正
第 90	証明規則第 2 条第 1 項第 11 号の 20 の 2 に掲げる無線設備	改正
第 90	証明規則第 2 条第 1 項第 11 号の 20 の 3 に掲げる無線設備	改正
第 90	証明規則第 2 条第 1 項第 11 号の 20 の 4 に掲げる無線設備	改正
第 90	証明規則第 2 条第 1 項第 11 号の 20 の 5 に掲げる無線設備	改正
第 90	証明規則第 2 条第 1 項第 11 号の 20 の 6 に掲げる無線設備	改正
第 90	証明規則第 2 条第 1 項第 11 号の 29 に掲げる無線設備	改正
第 90	証明規則第 2 条第 1 項第 11 号の 29 の 2 に掲げる無線設備	改正
第 90	証明規則第 2 条第 1 項第 11 号の 29 の 3 に掲げる無線設備	改正
第 90	証明規則第 2 条第 1 項第 11 号の 33 に掲げる無線設備	改正
第 90	証明規則第 2 条第 1 項第 11 号の 33 の 2 に掲げる無線設備	改正
第 90	証明規則第 2 条第 1 項第 11 号の 33 の 3 に掲げる無線設備	改正
第 91	証明規則第 2 条第 1 項第 11 の 19 に掲げる無線設備	改正
第 91	証明規則第 2 条第 1 項第 11 号の 19 の 2 に掲げる無線設備	改正
第 91	証明規則第 2 条第 1 項第 11 号の 19 の 3 に掲げる無線設備	改正
第 91	証明規則第 2 条第 1 項第 11 号の 30 に掲げる無線設備	改正
第 91	証明規則第 2 条第 1 項第 11 号の 30 の 3 に掲げる無線設備	改正
第 91	証明規則第 2 条第 1 項第 11 号の 34 に掲げる無線設備	改正
第 91	証明規則第 2 条第 1 項第 11 号の 34 の 2 に掲げる無線設備	改正
第 96	証明規則第 2 条第 1 項第 9 号の 3 に掲げる無線設備	追加
第 96	証明規則第 2 条第 1 項第 28 号の 2 の 5 に掲げる無線設備	追加
第 97	証明規則第 2 条第 1 項第 9 号の 4 に掲げる無線設備	追加
第 97	証明規則第 2 条第 1 項第 28 号の 2 の 6 に掲げる無線設備	追加
第 98	証明規則第 2 条第 1 項第 72 号に掲げる無線設備	追加
第 99	証明規則第 2 条第 1 項第 79 号に掲げる無線設備	追加
第 99	証明規則第 2 条第 1 項第 80 号に掲げる無線設備	追加

第 99	証明規則第 2 条第 1 項第 81 号に掲げる無線設備	追加
第 100	証明規則第 2 条第 1 項第 19 号の 4 の 2 に掲げる無線設備	追加
第 100	証明規則第 2 条第 1 項第 19 号の 4 の 3 に掲げる無線設備	追加
第 101	証明規則第 2 条第 1 項第 54 号の 5 に掲げる無線設備	追加
第 101	証明規則第 2 条第 1 項第 54 号の 5 の 2 に掲げる無線設備	追加
第 101	証明規則第 2 条第 1 項第 54 号の 5 の 3 に掲げる無線設備	追加
第 102	証明規則第 2 条第 1 項第 54 号の 6 に掲げる無線設備	追加
第 102	証明規則第 2 条第 1 項第 54 号の 6 の 3 に掲げる無線設備	追加